

函館市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月10日

函館市長 大 泉 潤

#### 函館市条例第48号

函館市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

函館市子ども・子育て会議条例（平成25年函館市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基づき」の後ろに「，および本市におけるこども施策（こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第2項に規定するこども施策をいう。第3条第1項第4号および第5号において同じ。）の推進を図るため」を加える。

第9条を第10条とし，第8条を第9条とする。

第7条中「法第72条第1項各号に掲げる事務」を「第2条の所掌事務」に改め，同条を第8条とし，第4条から第6条までを1条ずつ繰り下げる。

第3条第1項第4号中「法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援」を「こども施策」に改め，同項第5号中「前号の子ども・子育て支援」を「こども施策」に改め，同条を第4条とし，第2条を第3条とし，第1条の次に次の1条を加える。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は，法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するほか，市長の諮問に応じ，こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画の作成および変更ならびに実施に関する事項について調査審議し，その結果を答申するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の函館市子ども・子育て会議条例（以下「改正前の条例」という。）第1条の規定により置かれている函館市子ども・子育て会議（以下「旧会議」という。）は、改正後の函館市子ども・子育て会議条例（以下「改正後の条例」という。）第1条の規定により置かれる函館市子ども・子育て会議（以下「新会議」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。
- 3 この条例の施行の際現に旧会議の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、改正後の条例第4条第1項の規定により、新会議の委員（改正前の条例第3条第1項第4号に掲げる委員にあつては改正後の条例第4条第1項第4号に掲げる委員、改正前の条例第3条第1項第5号に掲げる委員にあつては改正後の条例第4条第1項第5号に掲げる委員）として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、改正後の条例第4条第2項の規定にかかわらず、施行日における旧会議の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 4 この条例の施行の際現に旧会議の会長または副会長である者は、それぞれ、施行日に、改正後の条例第5条第2項の規定により新会議の会長または副会長として定められたものとみなす。
- 5 この条例の施行前に旧会議にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは新会議にされた諮問とみなし、当該諮問について旧会議がした調査審議の手続は新会議がした調査審議の手続とみなす。